

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2019 年 第 1 回 一部改正
2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 29 号 / 達 第 19 号
2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議
2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 29 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造、脱出設備及び消火設備

4 章 発火の危険性

4.5 タンカーの貨物エリア

4.5.1 貨物タンクの隔離及び燃料タンクの配置*

-8.を次のように改める。

-8. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 2.1.1(6)に定義する油タンカーにおいて燃料タンクを貨物エリア内に配置する場合には、次の(1)から(5)による。なお、次の(1)及び(2)にいう「貨物タンクブロック」とは、最後方の貨物タンク又はスロップタンクの後方の隔壁から最前方の貨物タンク又はスロップタンクの前方の隔壁までの間の全深さ及び全幅にわたる船舶の部分をいう。

- (1) 貨物タンク又はスロップタンクと境界を共有する燃料タンクは、貨物タンクブロックの内部に配置してはならず、当該貨物タンクブロックに部分的に突出させてはならないが、。
- (2) 前(1)に規定する燃料タンクは、当該貨物タンクブロックの前端及び後端前方及び/又は後方に、コフアダムに代えて配置して差し支えない。
- (23) 燃料タンクは、~~貨物タンク又はスロップタンクの全体又は一部にわたって配置してはならないが、~~独立タンクとし燃料の流出及び火災安全に対する考慮が払われている場合には、貨物エリア内の開放甲板上に配置することを認める場合がある。
- (3) ~~燃料タンクは、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3 章の規定により貨物タンクを配置することが認められない範囲にわたって配置してはならない。~~
- (4) 独立した燃料タンク及びポンプを含む関連する燃料管装置は、それぞれ、通常の燃料タンク及び機関区域に配置される関連燃料管装置と同様のものとすることができる。
- (5) 電気機器は、H 編に規定する危険場所に~~対~~関する要件を~~考慮したもの~~に適合しなければならない。

附 則

1. この規則は、2019 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査申込み又は燃料タンクの配置に関する改造検査申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定に関わらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 達 第 19 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019年6月14日 達 第19号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その1

R4 発火の危険性

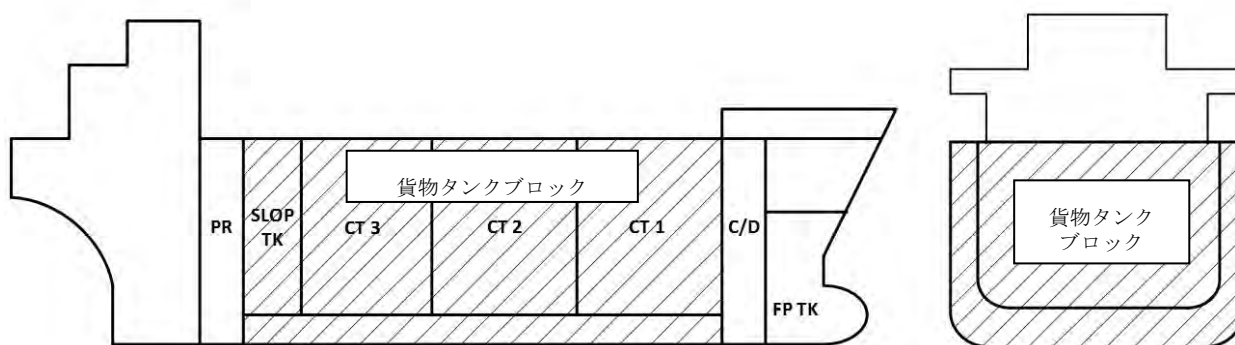
R4.5 タンカーの貨物エリア

R4.5.1 貨物タンクの隔離及び燃料タンクの配置

-12.を次のように改める。

~~-12. 規則 R 編 4.5.1-8.(1)にいう定義する「貨物タンクブロック」の例をとは、最後方の貨物タンク又はスロップタンクの後方の隔壁から最前方の貨物タンク又はスロップタンクの前方の隔壁までの間の全深さ及び全幅にわたる船舶の部分という（図 R4.5.1-5.参照）に示す。~~

図 R4.5.1-5. 貨物タンクブロックの例



SLOP TK : スロップタンク

CT1/2/3 : NO.1/2/3 貨物タンク

PR : 貨物ポンプ室

附 則（改正その 1）

1. この達は、2019 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に製造中登録検査申込み又は燃料タンクの配置に関する改造検査申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定に関わらず、なお従前の例による。

R35 イナートガス装置

R35.2 工学的仕様

R35.2.2 すべての装置に対する要件

-8.として次の1項を加える。

-8. 規則 R 編 35.2.2-4.(1)にいう「イナートガス装置の操作状態」とは、ガス制御弁の下流側におけるイナートガスの供給の有無（ガス制御弁の操作状態）に関する表示及び逆流防止装置の下流側におけるイナートガス主管内の圧力又は流量に基づくものをいう。しかしながら、規則 R 編 35.2.2-4.及び規則 R 編 35.2.3(2)又は規則 R 編 35.2.4(2)に規定するもの以外の指示器及び警報を追加で要求するものではない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2019年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

R20.5 消火

R20.5.1 固定式消火設備

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 20.5.1-3.にいう「他の固定式消火装置」については、“*Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces*” (MSC.1/Circ.1430/Rev.1)の第1項, 第2項, 第3項及び第5項の要件に適合すること。

R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置

R27.2 工学的仕様

R27.2.3 を次のように改める。

R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置

規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、“*Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces*” (MSC.1/Circ.1430/Rev.1) の要件に適合し、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）又は第6条の4第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

附 則（改正その3）

1. この達は、2021年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域に搭載された固定式水系消火装置にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。